資料３

半田市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）【概要版】

１　計画の策定の背景と目的

日本の高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加しており、令和元（2019）年10月１日現在の高齢化率は28.4％となっています。今後も、高齢者人口は益々増加し、特に後期高齢者人口（75歳以上人口）が急増することが予測されています。

国においては、令和７（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることとしています。

半田市では、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、３年を１期とする「半田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しており、令和２年度には、半田市高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業計画の計画期間（平成30年度～令和２年度）が終了します。

本計画は、団塊の世代が75歳になる令和７年（2025年）を見据え、本格的な超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」の深化、推進を目指すための重要な計画となるため、国や愛知県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、計画を策定し、高齢者の福祉に関する施策を総合的に推進していきます。

２　計画の期間

本計画の対象期間は、令和３（2021）年度から令和５（2023）年度までの３年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が75歳になる令和７（2025）年までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。

３　人口の推移と推計

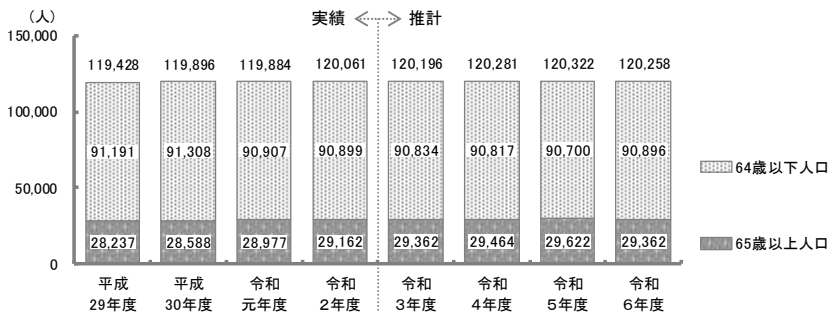

資料：＜実績＞住民基本台帳
＜推計＞地域包括ケア「見える化」システム
（各年度３月末現在）

４　基本理念

本計画では、引き続き地域包括ケアシステム構築に向けた深化、推進を目的とし、これまでの基本理念を引き継ぎ、達成のための各施策推進に努めます。

【基本理念】

住み慣れた地域で、支えあい、安心して暮らせるまちづくり
～地域包括ケアシステムの深化・推進～

５　基本方針

基本方針Ⅰ　元気にいきいきと暮らす

健康でいきいきと暮らせる地域社会を構築していくため、健康でかつ病気を予防して、長生きできるようにすることです。そして、いきいきと暮らすための「生きがい」づくりや、自宅に引きこもることなく進んで社会との交わりを求めていくような「社会参加の促進」を後押ししていく支援を行っていきます。

基本方針Ⅱ　年を重ねても安心して暮らす

高齢になっても、住み慣れたまちで安心して生活できるように、暮らしやすいまちづくりを推進していきます。相談体制の推進や、生活環境の整備、権利擁護に関する取り組みなどを通じて、様々な角度から高齢者の生活を支援していきます。

基本方針Ⅲ　認知症になってもやさしさの中で暮らす

認知症の方の尊厳が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、発症予防や重症化予防のための支援体制、安心して生活するための認知症の方や介護家族への支援、地域における認知症への理解などが必要となります。そのため、認知症予防の普及、医療や介護などの専門的な支援とともに、早期発見・早期対応を行うための体制の整備、人材育成、認知症に関する一層の普及啓発の推進や、地域での支援を進めるための基盤整備に取り組みます。

基本方針Ⅳ　支援が必要となったときの介護サービス

介護保険制度においては、利用者がサービス提供事業者と契約を締結し、サービスを利用する形が基本となるため、サービスの質を見極めるなど、利用者の主体的関与が重要となります。そのため、利用者のみなさんが安心して多様なサービスを利用できるように、サービスの質の向上に取り組み、円滑に利用できる環境づくりを進めます。

基本方針Ⅴ　住み慣れたまちで最期まで

いつまでも在宅で安心して暮らし続けることができるようにするため、限られた医療資源を、在宅生活を支える多職種の連携により補完し、切れ目のない効率的・効果的なケアを提供する体制を更に強化していきます。

基本方針Ⅵ　人生のどの段階でも切れ目のない支援

前計画を踏襲し、これまでの、高齢期におけるケアを念頭に置いたシステムから地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備を進め、地域包括ケアシステムの深化・強化を図ります。

6 施策体系

本市の基本理念の実現に向け、５つの基本方針を掲げるとともに、その基本方針を達成していくため施策目標を設定し、事業を展開していきます。

［ 基本理念 ］

住み慣れた地域で、支えあい、安心して暮らせるまちづくり
～地域包括ケアシステムの深化・推進～

［ 基本方針 ］ ［ 施策目標 ］

- Ⅰ 元気にいきいきと暮らす
  - 1 介護予防の推進
  - 2 生きがいづくりと社会参加の促進
- Ⅱ 年を重ねても安心して暮らす
  - 1 高齢者福祉サービスの提供
  - 2 住民相互の支え合い
  - 3 地域における見守りと災害時の支援
- Ⅲ 認知症になってもやさしさの中で暮らす
  - 1 認知症に理解の深い地域づくり
  - 2 認知症の発症と進行を遅らせる予防の推進
  - 3 認知症とよりよく生きるまちづくり
- Ⅳ 支援が必要となったときの介護サービス
  - 1 介護保険サービスの供給体制の整備
  - 2 介護保険制度の普及
  - 3 介護給付の適正化
  - 4 介護サービス事業所との連携強化
- Ⅴ 住み慣れたまちで最期まで
  - 1 在宅医療と介護の連携推進
  - 2 多職種連携によるチームケアの推進
  - 3 権利擁護に向けた取り組み
- Ⅵ 人生のどの段階でも切れ目のない支援
  - 1 地域ケア会議の推進
  - 2 地域包括ケアシステム構築の「見える化」

7 所得段階別保険料

所得段階	対 象 者	基準額に対する割合（保険料率）	年額保険料
第１段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	今後国から示される介護報酬等の改定率の反映や介護給付費推計値の精査等を行うことにより算出し、市議会の議決を経て正式に決定します。	
第２段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人		
第３段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人		
第４段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人		
第５段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円を超える人		
第６段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人		
第７段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人		
第８段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人		
第９段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人		
第 10 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人		
第 11 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 1,000 万円未満の人		
第 12 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の人		

半田市高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画（案）【概要版】
【お問い合わせ】半田市福祉部高齢介護課
〒475-8666　愛知県半田市東洋町二丁目１番地
電話　0569-84-0649